

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

父の再婚相手の不貞が発覚。 どうすれば…？

Q

父のことでご相談です。父は78歳。母は15年前に亡くなりました。一人娘の私が老齢の父の面倒を見るべきなのですが、東京で家庭を持ち、主人の両親もいるし、父も生まれ育った横浜を離れたくないと言っているので、父のことは気にかけてながら、たまに様子を見に行く程度でした。3年前、父が突然、再婚したと言ってきました。相手の女性には父より15歳も若く、なんとなく派手な感じを受けました。行きつけの居酒屋で知り合ったそうです。主人は身元調査をと言っていました。父は幸せそうだし、孝行できない私が文句を言う筋合いもないので、結局

そのまま認めました。以後ほとんど父の家には行っていませんでした。少し前に父から電話があり、だいぶ前から入院していると言っています。でも妻が来てくれずに困っていると言っているので、急いで病院に向かいました。父から鍵をもらい、急いで家に行くと、なんと彼女は自分と同じ年頃の男と、まるで夫婦のようにして

いたのです！いろいろな言い訳をしてきましたが、誠意のかけらもなく、遺産目当てに爺と結婚してやるくらいに考えていたのだと思います。結婚をあつさり認めたことを、大変悔やんでいます。父に言うのとショックだろうから、とりあえず適当にごまかしましたが、このあと私はどうすればよいのでしょうか？

お父様に離婚を勧めましょう。 弁護士と相談して遺言書も作成を。

A

男性は女性より孤独に弱く、ころっとだまされる高齢者が後を絶ちませんね。お父様も病気のところに大変お気の毒です。ただ、ご相談者が相手の身元をよく調べて反対していたとしても、結婚をするのは本人なので、反対など関係なしに結婚をしたかもしれません。ご自身を責める必要もなく、要はこの後、どう冷静に対処をしていくかです。

果たして本当に子供はいないのでしょうか。ややこしい関係はないのでしょうか。弁護士に頼んで戸籍を取ってもらいましょう。銀行預金などが勝手に引き出されていないか、また、家の登記が勝手に変えられていないかも調べましょう。預金は通帳履歴で、登記はネットで簡単に取ることができます。

もし不正行為が判明すれば、お父様にはショックですが、知らせないといけませんね。幸い今のところ不正はなかったとしても、将来のことを考えると離婚したほうがよいのは確かだと思います。どうやって離婚の意

思を持ってもらうかですね。でも案ずるより産むが易し、お父様も案外、もう感づいておられるかもしれませんよ。

お父様が離婚する意思を固めてくれたら、その後の離婚交渉は弁護士に頼んでください。不正行為があればもちろん、なくとも「悪意の遺棄」や「不貞行為」といった離婚理由はあるので、もし相手が協議離婚に応じなくても、調停に持ち込めば最終的には離婚できるはず。ただそれほど悠長な時間はないかもしれません。こんな話をして恐縮ですが、お父様がもし



お亡くなりになった場合、戸籍上の妻はたとえ離婚係争中でも相続権（遺産の半分）を持っているので、それをできるだけ少なく出来るよう、弁護士と相談してお父様に遺言書を作ってもらってください。

難しいですね。法的にはそれで決着がつくとしても、お父様の健康はもちろん、心のケアがとても心配です。唯一の娘さんです。そのところはどうか、時間とエネルギーをお父様に存分にかけてあげてください。ばと願う次第です。